

# 【 業 務 用 長 期 契 約 】

( 選 択 約 款 )

2017年4月1日実施

入間ガス株式会社

## 目次

1. 目的	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 早収料金	3
7. 精算	3
8. 解約	4
9. 料金の支払方法	4
10. 需給契約の補償料	4
11. 契約の変更または解消	5
12. 契約の解消に伴う中途解消補償料	5
13. その他	5
付則	6
(別表)	7

## 1. 目的

この選択約款【業務用長期契約】(以下「この選択約款」といいます。)は、業務用等で長期にわたりガスをご利用いただいているお客さま向けに、ガスの料金(以下「料金」といいます。)その他の供給条件を定めたものです。

## 2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合は、原則として、料金にかかわる条件は変更後、最初の定例検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の約款によるものとし、(3)および(4)に従ってお客さまにお知らせします。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、(4)に定める場合を除き、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
  - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更の場合、その他ガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合は、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

## 3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「業務用長期契約」(以下「本契約」といいます。)とは、この選択約款に基づきお客さまと当社との間で締結する契約をいいます。
- (2) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所等業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (3) 「業務用施設」とは、専用住宅以外の建物でガス消費機器を設置し、ガスを使用する施設をいいます。
- (4) 「月別契約量」とは、1月の定例検針日が料金算定期間の末日となる料金算定期間(以下

「1月分」といい、2月分から12月分もこれにならうものといたします。)から12月分までの契約で定める12か月分の月別使用予定量をいいます。なお前契約年度において本契約による月別実績量がある場合は、その月別実績量といたします。

- (5) 「年間契約量」とは、月別契約量の合計量をいいます。
- (6) 「契約年度」とは、本契約期間中における1月分から12月分までの12か月間をいいます。
- (7) 「最大需要期」とは、1月分から3月分と12月分の4か月間をいいます。
- (8) 「最大需要月」とは、最大需要期における月別契約量が最も多い月もしくは最大需要期における月別実績量のいずれか量が多い月をいいます。
- (9) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示いたしません(小数点以下切捨て)。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約年度の1か月あたりの平均月別契約量}}{\text{契約年度の最大需要期の1か月あたりの平均月別契約量}} \times 100$$

- (10) 「月別実績量」とは、各契約年度における月別使用量をいいます。

#### 4. 適用条件

次の各号のすべてを満たすことをこの選択約款の適用条件といたします。

- ①業務用施設での需要であること。
- ②契約期間が6年間以上であること。
- ③年間契約量が47,910立方メートル以上であること。
- ④契約年間負荷率が85パーセント以上300パーセント以下であること。
- ⑤当社が①の条件が満たされているかを確認させていただく場合において、正当な理由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾すること。
- ⑥不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合は、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限または中止)に応じていただけること。
- ⑦お客さまが本契約を希望されること。

#### 5. 契約の締結

- (1)この選択約款に関する契約は、お客さまが当社の定める方法により申し込みをしていただき、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。(以下、当社が申し込みを承諾した日を「契約成立日」といいます。)
- (2)お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込んでいただく場合、または本契約の更新に際し契約内容を変更しようとする場合は、当社に対し年間のガスの使用計画を提示いただくものとし、当社はその使用計画に基づき、お客さまの過去の実績、同一業種の操業度、および使用設備の内容等を参考にしてお客さまとの協議によって次の契約使

用量を定めるものといたします。また、お客さまは契約期間の途中で年間のガスの使用計画を変更する場合は、4(適用の条件)を満たしている場合であっても、当社に年間のガスの使用計画を提示いただきます。

①月別契約量

②年間契約量

(3) (4) ③により継続する場合は、月別契約量は継続前の契約年度の月別実績量といたします。

(4) 契約期間は次のとおりといたします。

①新たにこの選択約款に基づき契約が成立した場合は、契約成立日後、最初の定例検針日の翌日を契約開始日といたします。なお契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日(以下「使用開始日」といいます。)に先立つ場合は、契約開始日は使用開始日と同日といたします。

②契約期間は、契約開始日から72か月後の定例検針日翌日以降最初に到来する12月の定例検針日までといたします。

③契約期間満了時以前に当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日から翌年12月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降これにならうものといたします。

(5) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約または他の契約(一般ガス供給約款もしくは他の選択約款もしくは他ガス小売事業者の定める契約)に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません((6)において同じ)。

(6) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約(一般ガス供給約款もしくは他の選択約款もしくは他ガス小売事業者の定める契約)への変更を申し込みされた場合は、その申し込みを承諾しないことがあります。

## 6. 早収料金

当社は、別表を適用して早収料金を算定いたします。

## 7. 精算

4(適用条件)の条件を満たさないでガスをご使用の場合は、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日(当該日が定例検針日と同日の場合はその日)の翌日までさかのぼって精算させていただきます。この場合の精算額は、一般ガス供給約款に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額とさせていただきます。

## 8. 解約

- (1)お客さまは、4(適用条件)に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、その場合は、本契約を解約したものとみなします。
- (2)(1)に基づく解約日は、4(適用条件)に定める適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日(当該日が定例検針日と同日の場合はその日)といたします。
- (3)お客さま都合等により本契約を契約期間中に解消する場合は、解約日は定例検針日とし、お客さまと当社が協議のうえ決定いたします。ガスの使用を一時停止した場合は、解約日はその日といたします。
- (4)本契約の契約期間満了または契約解約後は、一般ガス供給約款に基づく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

## 9. 料金の支払方法

料金は、口座振替または払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、次の各号にかかげる場合は、払込みの方法によりお支払いいただきます。

- (1)一般ガス供給約款33(1)①および②に規定する料金
- (2)口座振替が不能となっている場合

## 10. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、年間負荷率未達補償料、年間契約量未達補償料とし、当社は、原則として、それぞれの未達が発生した翌月に申し受けるものといたします。ただし、次の(1)および(2)が重複して生じた場合は、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額を切り捨てます。

### (1)年間負荷率未達補償料

お客さまの実績年間負荷率〔(契約年度の1か月あたり平均実績使用量／契約年度の最大需要期の1か月あたり平均実績使用量)×100をいいます。〕が85パーセント(小数点以下切捨て)未満の場合は、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。ただし、実績年間使用量が年間契約量未満の場合は、下記算式中の「実績年間使用量」を「年間契約量に0.9を乗じた量」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率未達補償料} = \left\{ \left( \begin{array}{l} \text{負荷率85パーセント} \\ \text{に相当する年間使用量} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right) \right\} \times \left( \begin{array}{l} \text{本契約に定める月別契約量に} \\ \text{各月の単位料金を乗じたものの} \\ \text{合計額を年間契約量で除し、} \\ \text{小数点以下第3位を四捨五入} \\ \text{した額} \end{array} \right)$$

なお、この年間負荷率未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料

金の総額とこの年間負荷率未達補償料との合計額が、一般ガス供給約款に定める一般契約を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額(小数点以下切捨て)を超えない範囲で算定するものといたします。

(備考)

負荷率85パーセントに相当する年間使用量は、契約年度における最大需要月の実績使用量に0.85を乗じ、その量を12倍した量といたします。

## (2)年間契約量未達補償料

当社は、お客さまの年間の実績使用量が年間契約量の90パーセントに満たない場合は、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間契約量未達補償料といたします。

$$\text{年間契約量未達補償料} = \left\{ \left[ \text{年間契約量} \right] - \left[ \text{実績年間使用量} \right] \right\} \times \left[ \begin{array}{l} \text{本契約に定める月別契約量に各月の単} \\ \text{位料金を乗じたものの合計額を年間契約量で} \\ \text{除し、小数点以下第3位を四捨五入した額} \end{array} \right]$$

## 11. 契約の変更または解消

(1)お客さまのガス使用計画に変更がある場合(4(適用の条件)を満たしている場合は除く)は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消できるものといたします。

(2)お客さまに契約違反があった場合(4(適用条件)を満たさなくなった場合および10(需給契約の補償料)の対象に繰り返し該当している場合を含む。)は、契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

## 12. 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が、11(契約の変更または解消)(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは11(契約の変更または解消)(2)の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合は、当社は次のとおり契約中途解消補償料を申し受けます。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額を切り捨てます。

$$\text{契約途中解消補償料} = \left[ \begin{array}{l} \text{契約解消日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{別表の料金表Aにおける} \\ \text{基本料金相当額} \end{array} \right]$$

## 13. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

## 付則

### 1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2017年4月1日から実施いたします。

### 2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、この選択約款の実施に伴い、旧選択約款(2017年3月31日まで適用された選択約款【業務用長期契約】をいいます。)に基づく契約を締結しているお客さまの契約をこの選択約款に変更いたします。契約期間については、旧選択約款の当該契約期間の末日をこの末日が属する年の12月の定例検針日までに変更いたします。その後の契約は5(契約の締結)(4)③の規定によるものとします。



(別表)

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから8,185立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が8,185立方メートルを超え15,349立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が15,349立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表(消費税等相当額を含みます。)

料金表A

(1) 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	21,600.00円
-------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	71.92円
------------	--------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに一般ガス供給約款20(単位料金の調整)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表B

(1) 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	64,775.16円
-------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	66.65円
------------	--------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに一般ガス供給約款20(単位料金の調整)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

料金表C

(1) 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	108,023.76円
-------------------	-------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	63.83円
------------	--------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに一般ガス供給約款20(単位料金の調整)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。